

令和3年度第1回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会 開催結果

- 1 日 時 令和3年8月5日(木) 午前10時00分～11時30分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第5・6会議室
- 3 出席委員 9名(50音順)
加藤委員、島村委員、鈴木委員、松崎委員、峯委員、村越委員、山本委員、和田委員、渡邊委員
- 4 欠席委員 6名(50音順)
青柳委員、河西委員、武野委員、中山委員、廣瀬委員、松木委員
- 5 出席職員
柏木福祉保健部長
<高齢者支援課>
鈴木高齢者支援課長、金崎高齢者支援課長補佐(兼)地域包括ケア推進係長、
神田地域支援係長、長岡福祉相談係長、平澤介護予防生活支援担当主査、
石堂在宅療養推進担当主査、森田保健師、正木事務職員
<介護保険課>
時田介護保険課長、阿部介護保険課長補佐(兼)施設担当主査、秋本資格保険料係長、
小島介護保険制度担当主査、荒木介護サービス係長、石井介護認定係長
- 6 傍聴者 0名
- 7 内 容
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 副市長挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 正副会長選出
 - (5) 諮問
 - (6) 地域密着型サービス指定関係部会の設置
 - (7) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会について
 - ア 概要
 - イ 会議の公開について
 - ウ 今後の開催予定について
 - (8) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について
 - (9) 令和3年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について

8 配付資料

- (1) 資料1 府中市附属機関の設置等に関する条例
- (2) 資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則
- (3) 資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿
- (4) 資料4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会事務局名簿
- (5) 資料5 地域包括支援センター運営協議会の概要
- (6) 資料6 地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会の概要
- (7) 資料7 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について
- (8) 資料8 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
- (9) 資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）本編
- (10) 資料10 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）概要版
- (11) 資料11 令和3年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について

9 全文録

○事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から「第1回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」を開催いたします。

お忙しいなか本日の会議にご出席くださり、誠にありがとうございます。会議の開催に当たりまして、はじめに事務局からのお願いでございますが、議事録の作成をスムーズに行うために、会議の開催中は録音をさせていただきます。また、本日の第1回会議におきましては、広報用の写真も数枚撮影させていただきますので、併せてご了承願います。また、新型コロナウイルス感染防止のため手指の消毒、検温にご協力いただきありがとうございます。また、席の間隔を開け、飛沫防止スクリーンを設置し、窓を開放しておりますので話しづらいかと思いますがご協力をお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様の机の右側には、上から、委員の皆様のお名前の入った委嘱状及び席次表を配付しております。

また、左側には、会議次第のほか、

- 資料1 府中市附属機関の設置等に関する条例
- 資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則
- 資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿
- 資料4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会事務局名簿
- 資料5 地域包括支援センター運営協議会の概要
- 資料6 地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会の概要
- 資料7 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について
- 資料8 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
- 資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）本編
- 資料10 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）概要版
- 資料11 令和3年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について

をお配りしております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本来であれば、協議会につきましては会長に議事を進行していただきますが、会長が決定されるまでの間、事務局で代わりに進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告いたします。また、本会議終了後に地域密着型サービス指定関係部会がございまずので時間に配慮しながら進行してまいります。

それでは、はじめに、次第の「1 委嘱状交付」でございます。委嘱状につきましては、皆様の机の上に置かせていただきました。これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますので、ご了承願います。

続きまして、次第の「2 副市長挨拶」に移らせていただきます。会議の開催に当たりまして、副市長から、皆様にごあいさつを申しあげます。

○副市長 高野市長が本日、他の公務により出席することができないため、私が市長の挨拶を代読させていただきます。

このたびは、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、さらにご多忙のところ本協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から本市の行政運営におきまして、多方面にわたり、ご理解、ご協力を賜っておりますことに重ねて深く感謝申しあげます。

さて、本市では、「第6次府中市総合計画」後期基本計画の基本目標の一つとして、「人と人が支え合い幸せを感じるまち」を掲げているところでございます。高齢者の皆様が住み慣れた地域で、安心していきいきとした生活を送ることができるよう、関係者の皆様のご協力のもと、本年3月、第8期の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加の一途を辿っているなかで、いかに介護保険制度の持続可能性を確保していくかが課題となっております。そこで、医療や介護の専門職に加え、行政や地域住民、企業などが一体となり支えていく「地域包括ケアシステム」の構築が重要と捉えております。この地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「自助・互助・共助・公助」、「対話と協働」の視点を組み合わせるとともに、「地域共生社会」への展開も図ってまいります。

結びに、本協議会におきまして、皆様方から貴重なご意見を頂戴し、計画の更なる推進を図るとともに、次期計画の策定にお力添えをいただきますようお願い申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。令和3年8月5日、府中市長高野律雄、代読。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、次第の「3 委員紹介」でございます。

本日配付いたしました「席次表」及び「資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿」をご覧ください。恐れ入りますが、資料3の名簿順に、各委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。

(各委員が順次自己紹介及び欠席した委員を事務局から紹介)

○事務局 ありがとうございます。それでは次に事務局の自己紹介をいたします。委員の皆さまは「資料4」をご参照ください。

なお、時間の関係もございますので、事務局は名前の紹介のみとさせていただきます。

(事務局職員が順次自己紹介)

○事務局 続きまして、次第の「4 正副会長選出」でございますが、「資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則」の第3条では、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○委員 委員も多く変わっていますので、事務局の方で考えがあればご提案いただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。事務局といたしましては、介護保険状況や政策形成等に造詣の深い和田委員に会長を、また、介護福祉について専門的知見をお持ちの廣瀬委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○事務局 それでは、会長に和田委員、本日は欠席しておりますが副会長に廣瀬委員とすることでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、会長席にお移りください。

(会長座席移動)

○事務局 ここで会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 改めまして会長をさせていただきます。私は1997年に介護保険法が制定された際に東京都で業務にあたっていました。そこから国に派遣されて、24、5年ほど介護福祉制度に携わってきました。府中市に長く暮らしてきましたが、これからの生活をどのように構築していくか一番の課題と考えます。そこに介護保険の制度も載せていかなければならない。次の9期計画策定に向けて皆様のご意見をまとめながら制度を作りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○事務局 会長、ありがとうございます。

続きまして、次第の「5 諮問」でございます。副市長から会長に諮問書の伝達をさせていただきます。内容は後ほど朗読いたします。

(副市長から諮問書の伝達)

○事務局 ありがとうございます。委員の皆様には諮問書の写しをお配りさせていただきます。それでは、諮問書を朗読いたします。府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会会長 和田光一様、府中市長 高野律雄。

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進等について（諮問）、次の事項について、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会において協議し、答申してください。

1 諮問事項

(1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定に向け、市民等の意見を聴取し、取りまとめること。

(2) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関すること。

(3) 個別課題の把握を通じた地域課題の設定及びその対応策等（地域ケア会議及び生活支援体制整備事業）に関すること。

(4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関すること。

2 答申期限は、記載のとおりでございます。以上を持ちまして諮問を終了とさせていただきます。副市長はこのあと他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、ここから先の進行につきましては、和田会長にお願いしたいと存じます。

○会長 それではこれから先は、私が議事を進行いたします。次第の「6 地域密着型サービス指定関係部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、地域密着型サービス指定関係部会の設置について、説明させていただきます。

まず、地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できることを目的に創設されたサービスでございまして、本市が事業者の指定を行い、原則として、本市の市民のみが保険給付の対象となります。

本市が事業者を指定する際には、介護保険法に基づき介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を伺う必要があります。

そこで、本市では当該事項につきましては、申請に基づく指定となることから、協議を行なう時期が不定期であり、また、継続した協議を必要としないことから、本協議会の下部組織として、「地域密着型サービス指定関係部会」を設置し、委員5名で運営してまいりました。

したがって、今後につきましても、引き続き同様の運営を行なってまいりたいと考えております。つきましては、地域密着型サービス指定関係部会の設置に関しまして、本協議会でのご了承をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。皆さん、部会の設置ということですがいかがでしょうか。

(委員から異議の声なし)

○会長 それでは、設置が承認されましたので、引き続き部会委員の選任につきまして事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、地域密着型サービス関係部会委員等の選出につきまして、説明させていただきます。

部会委員及び部会長に関しましては、本協議会規則の第5条で「会長が指名する」と規定されていますが、委員の人数につきましては、特段の規定はありませんので。前回と同様に5名でお願いしたいと考えております。

つきましては、会長から部会委員5名及び部会長をご指名していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 では、規則で委員の選任につきましては本協議会の会長が指名することとなっておりますので、指名をさせていただきます。

事業者代表として、鈴木委員、社会福祉関係者から、松崎委員、医療関係者から、峯委員、公募市民の方から村越委員、部会長は、私が務めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員から異議の声なし)

○会長 次に、次第の7「(1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会について」のうち、「ア 概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の概要につきましてご説明させていただきます。

資料1及び資料2をご覧ください。本協議会は、資料1の「府中市附属機関の設置等に関する条例」で規定されており、資料2の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則」で組織及び運営に関し必要な事項を定めているものです。

資料1は条例の抜粋で、附属機関に関する目的や設置に関する事項を記載しています。裏面をご覧ください。本協議会の所掌事項は「(1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項」、「(2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項」、「(3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項」、「(4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項」、「(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」となっており、本協議会は、これらについて調査審議することを目的としています。

(1)の府中市高齢者保健福祉計画につきましては、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、(2)の府中市介護保険事業計画につきましては、介護保険事業に係る介護保険給付の円滑な実施を図るために策定するものですが、詳細は後の議題(2)の資料9及び10に

において説明いたします。

(4) につきましては先ほどの次第6「地域密着型サービス指定関係部会の設置」で説明したとおりです。

続きまして、資料3及び4につきましては、冒頭で自己紹介をしていただいておりますので割愛いたします。

続きまして、資料5をご覧ください。本協議会のなかで位置付けている地域包括支援センター運営協議会の概要について、説明いたします。

運営協議会では、市内にある、泉苑、よつや苑、あさひ苑、安立園、しみずがおか、かたまち、しんまち、緑苑、にしふ、これまさ、みなみ町の11か所の地域包括支援センターの活動実績及び活動計画を確認することで、各活動の進捗状況を評価し、適切、公正かつ中立なセンター運営を確保することを目的とします。次回の協議会での報告を予定していますが、その際には、改めて別途資料を配付し、内容について説明するようにいたします。

なお、地域包括支援センターが担う主な業務は、総合相談支援業務、権利擁護業務、在宅医療・介護連携推進事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、認知症対策事業、地域包括支援ネットワーク構築、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務などです。

参考として、「4 地域包括支援センターの分布状況」には、市内の地域包括支援センターの位置とその圏域を点線で示し、担当する圏域内の高齢者の数や高齢化率を参考に示しています。

続きまして、資料6をご覧ください。本協議会のなかでもう1つ位置付けている地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会の概要について、説明いたします。

1の地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくもので、地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を持ちます。市では、高齢者の悩み事や困り事などのニーズを適時、的確に把握するため、地域ケア会議を実施していきます。地域ケア会議には、(1)担当地区ケア会議、(2)自立支援ケア会議、(4)高齢者地域支援連絡会があり、本協議会へは、これらの開催状況や把握した地域課題について統括的に報告します。また、現行計画の進行管理や次期計画の策定過程の中で、地域課題への対応方法について、検討協議します。

裏面をご覧ください。

2の生活支援体制整備事業とは、厚生労働省の定義としては、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする事業のことを指しています。

市が考える事業の目的としましては、介護保険制度などの「共助」や行政による支援である「公助」では対象とならない、又は必要とする支援が得られない高齢者の生活支援のニーズについて、地域における住民その他の組織等が連携し、相互の支え合い等によって

高齢者が求める「ちょっとした困り事」にも対応するための仕組みを構築します。

また、「自分の元気を地域の元気に」という考え方を基軸に、元気な高齢者が地域を支える担い手となることによって、「社会参加による介護予防」の効果を支え手が享受するだけでなく、住民相互の理解が深まることで、「自らが困ったときに支えてもらえる社会」の実現といった「地域の活力」にも寄与することが期待されます。

これを達成するための市の具体的な体制としては、市全体及び6つある日常生活圏域それぞれに①『生活支援コーディネーター』を配置、また、本協議会及びわがまち支えあい協議会といった協議会に定期的に情報共有を図ることで体制を整備してまいります。

以上で説明を終わります。

○会長 事務局から説明のあった「概要」について、ご意見やご質問はございますか。

○事務局 一点訂正がございます。資料5で示した図でございますが、この福祉エリアは令和2年度までのものとなります。令和3年度からは、8期計画の49ページにございます日常生活圏域の設定が今年度から設定された圏域となっております。

また、それに伴い生活支援コーディネーターにつきましても、今年度から各圏域に1名、合計11名に変更となっております。大変失礼いたしました。

○会長 これまで福祉圏域は6圏域であったものを文化センター圏域と合わせて11圏域にするというものです。

そのほかに質問等ございますでしょうか。

無いようですので、次に議題の「(1)伊 会議の公開」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料7の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について」をご覧ください。

はじめに、「1 会議の公開」でございますが、本市では府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を含む附属機関等の会議につきましても、府中市情報公開条例により原則公開するものと定めております。本会議につきましても、資料に記載の(1)、(2)、(3)の例外規定には該当しないことから、この原則を遵守することとしたいと考えております。

続きまして、「2 傍聴希望への対応」でございますが、記載のとおり6点ございまして、1点目は「会議の開催に当たりましては、広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する」、2点目は「傍聴人数は10人以内を定員とし、前日までの申込みを原則とする」、3点目は「傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、裏面の傍聴についての諸注意を確認した上で、指定された場所で傍聴していただく」、4点目は「当日の会議資料は傍聴者にも配付し会議終了後回収するものとする」、5点目は「会議当日の傍聴者の入室については、その都度協議会の判断を仰ぐ」、6点目は「傍聴者に新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用、消毒を厳守させる」運用にしたいと考えております。なお、本日の会議につきましても、この公開の取扱いが決定していなかったため、開催の告知はい

たしませんでした。次回からは事前に傍聴の募集も含めて告知したいと存じます。

最後に、「3 会議録の公開」でございますが、「会議ごとに要点記録による会議録を作成し、委員の皆様が内容を確認した後に、市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館及び市ホームページで一般の閲覧に供する」形で公開したいと考えております。つきましては、委員の皆様には、次の会議の開催前を目途に会議録（案）を送付してご確認いただき、修正の有無を次の会議の中で確認したうえで、確定したいと存じます。なお、この会議録の内容につきまして、決定していただきたい点が1つございます。会議録の中で発言者のお名前を明記するか否かにつきましては、各附属機関に運用が委ねられております。議論の過程を明確にするという観点から委員名を明記するという考えもございますし、活発な議論が抑制されないように“委員”という表記に統一する手法もございますので、ご審議願います。なお、他の附属機関におきましては、委員名を明記しない会議録の方が多くなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 事務局から説明のあった「会議の公開」について、ご意見やご質問はございますか。

特に、会議録に発言者の氏名を記すか否かについては、この会議で決めてほしいとの説明でしたが、その点については、どのように扱いましょう。

なお、前回までは明記しない手法で会議録を作成しておりました。前回同様で良いでしょうか。

そのほか、傍聴についてはいかがでしょうか。

(委員から異議の声なし)

それでは「会議の公開」については事務局案のとおりとし、会議録への発言者名の記載については、実施しないことといたします。

続いて、議題の「(1)ウ 今後の開催予定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料8の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定」をご覧ください。

はじめに、協議会の開催回数でございますが、令和3年度は全4回の開催を予定しており、開催日程につきましては、概ね2か月に1回程度の開催とさせていただきたいと考えております。なお、第2回の会議については、10月下旬頃と設定しております。

続きまして、主な審議内容につきまして、説明いたします。本日の第1回会議におきましては、「会議の運営方法」など基本的な協議会の運営事項を決めていくほか、後ほど議題でも取り上げます、「第8期府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の概要等、本協議会の中に位置付けております「地域包括支援センター運営協議会」、「地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会」の概要を説明させていただき、審議に先立っての共通認識を持つことを本日のテーマとしております。

第2回以降については、今後、テーマの追加・変更等がある場合もございますが、資料では概ねの予定をお示ししております。第2回では、第7期計画の評価・検証と第8期計画の進行管理が中心となります。3回目以降、地域ケア会議、生活支援体制協議会として地域課題の把握や、地域包括支援センターの運営状況の確認をしたいと考えております。

令和4年度は、令和3年度に実施してきました第8期計画進行管理等については継続しつつ、第9期計画策定に向けた各種アンケートを実施していき、令和5年度には、各種アンケート結果を踏まえながら重点施策を中心に計画の素案づくりを進める予定です。以上でございます。

○会長 事務局から説明のあった「今後の開催予定」について、ご意見やご質問はございますか。今年度については、進行管理が主となります。

それでは、無いようですので、「今後の開催予定」については、事務局案のとおりといたします。

続いて、議題の「(2)府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料に基づき、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」の概要につきまして、ご説明させていただきます。府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、厚い方の計画の冊子である資料9及びその概要版である資料10の2つを配付しておりますが、説明につきましては、資料10を用いて進めてまいります。

資料10 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の概要版をご覧ください。

1枚めくった2ページをご覧ください。はじめに計画策定の趣旨ですが、3段落目をご覧ください。現在、本市の高齢化率は約22%となっており超高齢社会に突入しています。さらに、今後はますます高齢者人口が増えることが見込まれるため、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年を見据え、制度の持続可能性を確保する必要があります。また、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年においては、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口は増加することとなり、結果として、高齢者が世帯主の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれます。介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤、人的基盤の確保が重要となります。

こうした状況を踏まえ、今回の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施や高齢者保健福祉施策を推進するために策定するものです。

本計画の位置付けは、「第6次府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位計画の下位に位置し、本市の保健・福祉の分野計画、それ以外の分野計画との連携を図るとともに、国・東京都の計画との整合性を図っています。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年となっております。

3 ページをご覧ください。本計画の基本理念としまして、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を設定しています。この基本理念の達成に向け、本計画における各種施策を推進していくことは、「地域包括ケアシステム」が構築されていくことを表します。この地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳ある自立した生活を実現することを目的として、介護が必要になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことを可能としていくために、「医療、介護、介護予防、すまい、生活支援」が包括的に確保される体制のことであります。この地域包括ケアシステムを表した図を次の4、5 ページに示しています。

6 ページをご覧ください。本市の人口の推移のうち、高齢者人口は今後も増加が続き、本計画期間は58,000人程度で推移し、令和7年には約59,500人（高齢化率:22.6%）、令和22年には、約76,700人（高齢化率:29.3%）になる見込みです。

8 ページをご覧ください。本計画の体系図を示しています。「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念を達成するため4つの基本目標「①心と体がいきいきしている」「②住み慣れた地域で暮らしている」「③安心して暮らしている」「④必要な介護保険サービスを適切に利用できている」を設定し、その下に10の取組の方針を設定しています。さらにその10の取組の方針に紐づくように28の施策を位置付け、84の各事業を設定しています。

10 ページをご覧ください。こちらでは、基本理念の実現に向けた10の対応方針を説明いたします。

1 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進といたしましては、地域の中で高齢者が役割を持つよう、地域貢献活動や居場所づくり、就業機会の拡大を通して高齢者の社会参加の促進を図るとともに、高齢者の生涯学習等を通じた生きがいを進めます。主な事業は、シニアクラブへの支援、高齢者の居場所づくり、関係機関との連携による就業機会の拡大です。

2 健康づくりと介護予防の一体的な推進といたしましては、充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延伸し、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人一人の健康づくりの意識と実践が不可欠です。そこで、全ての高齢者が心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組む環境を整備するとともに、地域における自主的な活動や取組の継続を支援します。主な事業は、介護予防・生活支援サービス事業の推進、介護予防推進事業、地域リハビリテーション活動の推進です。

11 ページをご覧ください。3 住まいと生活支援の一体的な推進といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き、公営住宅での住まいの提供、救急通報システムの設置や住宅改修給付を推進します。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様になっている民間の高齢者の住まいについての情報提供や、住み続けるための各種サービスとも連携した生活支援体制の充実を図るとともに、高齢者見守りネットワークなどとも連携し、高齢者の在宅での生活を支援します。このとき、地域で必要なインフォーマルサポートの構築についても、生活支援体制の整備と関連付けて進めていきます。さらに、居住支援協議会等の場を活用しながら、生活に困難等を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進します。主な事業は、

高齢者住替支援事業、高齢者の住まい等のあり方の検討、生活支援体制整備事業の推進です。

4 医療と介護の連携強化といたしましては、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安全・安心に、在宅療養生活を送ることができるように、これまでの取組を踏まえ、在宅療養相談窓口や、保健・医療・福祉関係機関のネットワークを充実させ、入退院時、在宅療養、看取り、感染症・災害時などでの多職種連携を一層進めます。また、一般診療所の訪問診療や往診に関する体制、後方支援病床の確保なども併せて、総合的な在宅療養環境の整備を進めます。高齢者を始めとする市民に対しては、在宅療養や看取りに関する普及活動や、本市が作成した未来ノートの活用促進、もしものときのために、高齢者自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組（ACP＝アドバンス・ケア・プランニング）などを推進していきます。主な事業は、医療・介護・福祉関係機関の連携構築、在宅療養に関わる専門職の相互理解です。

12 ページをご覧ください。5 介護者への支援の充実といたしましては、高齢化と家族の変化により、家族介護を取り巻く問題も多様化しています。働き盛りの介護者の介護離職、老老介護、介護者が子育て中のダブルケア、息子による介護、遠距離介護など、家族介護の問題は、ひとくくりにできない多様な課題を抱えています。そこで、従来の家族介護者教室を、地域包括支援センター等とも連携しながら充実させるとともに、地域の介護者の会の後方支援や、新たに身近な地域で気軽に話し合える認知症カフェなどの場づくり、同じ境遇の人同士が交流できる仲間づくりを行います。主な事業は、家族介護者教室、家族介護者の交流支援、緊急時のショートステイの確保です。

6 安全・安心の確保に向けた施策の充実といたしましては、高齢者や障害者、生活困窮者、避難行動要支援者、虐待を受けていたり、権利擁護が必要であったりと様々な課題を抱えている人、制度の狭間にあって必要な支援が受けられない人など、市民の様々な生活や福祉の課題に応じた支援が必要とされています。また、災害や消費者被害など高齢者を取り巻くリスクにおいても、それらのリスクを防ぐための支援体制や情報提供をあらかじめ行い、関係者や関係機関とも連携しながら支援体制を構築し、市民一人一人やその家族が、必要としている支援を適切に受けられることができることで住み慣れた地域で安心して暮らせることを支援します。また、福祉サービス事業者のBCP策定支援を通して総合的な事業者支援を講じます。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、高齢者への健康の影響を勘案した健康や衛生面での予防対策と併せて、高齢者が地域の中で孤立しないような支援や、情報にアクセスできる支援、機器の利用支援なども積極的に行います。主な事業は、地域での多様な相談体制の整備、担当地区ケア会議の開催です。

13 ページをご覧ください。7 認知症施策の推進につきましては、認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になるなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。本市ではこれまでも認知症サポーター「ささえ隊」の養成を始め、認知症地域支援推進員の配置など様々な認知症支援の地域づくりを進めており、もの忘れ相談医や、ケアマネジャーとかかりつけ医の連携、初期集中支援チームなど認知症医療との連携、権利擁護事業を推進してきました。本計画では改めて、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人や家族の視点に立ち、認知症の人が家族と共に地域で暮らすための「共生」と、認知症の発症を遅らせ認知症になっても穏やかに暮らせるような視点からの「予

防」のための施策を推進し、認知症になっても安心できる認知症バリアフリー社会の実現に向けて取り組みます。なお、権利擁護については、成年後見制度利用促進法に基づき、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画とも連携し、支援をしていきます。主な事業は、認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の実施、介護予防推進センターにおける認知症予防教室の実施、認知症の早期診断・早期対応の推進、認知症カフェ・認知症緊急ショートステイです。

8 地域支援体制の充実につきましては、市内11の地域包括支援センターを中心に、またそのネットワークを強化しながら、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。地域ケア会議については個別ケースの問題を検討する地域ケア個別会議とテーマ別の問題を検討する地域ケア推進会議を推進します。地域支援体制の充実に当たっては、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと認知症地域支援推進員、在宅療養担当者等の調整役と、社会福祉協議会（わがまち支えあい協議会）の生活支援コーディネーター・地域福祉コーディネーター、介護予防推進センターの介護予防コーディネーター、民生委員・児童委員などが連携し、有機的な地域支援体制を構築します。また、高齢者見守りネットワークについても、地域包括支援センターの活動とも連携しながら拡充していきます。なお、地域包括支援センターの職員については、その業務が適切に実施されるよう地域包括支援センター運営協議会による評価等に基づき、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーのほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制について検討していきます。主な事業は、地域包括支援センター機能の充実、高齢者見守りネットワークの推進です。

14ページをご覧ください。9 介護保険事業の推進につきましては、本市では、持続可能な介護保険制度の運営のために、高齢者の状況や介護サービスなどの現状把握、それらを踏まえた課題分析（地域マネジメント）に努め、介護予防事業などの自立支援・重度化防止の取組や、給付適正化事業などの保険者機能の強化、必要なサービスを提供するためのサービス基盤の整備などに取り組んできました。本計画においてもそれらの取組を継続し、高齢者の自立支援と重度化防止の取組を進めるとともに、介護サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供されるように、保険者機能の強化を進めつつ、サービス基盤の整備を図ることで、介護保険制度の円滑な運営を進めます。また、引き続き保険料の減免などの低所得者支援策や、被保険者やその家族への介護保険制度に関する情報提供、国民健康保険団体連合会などとも連携した相談体制の充実と、福祉サービス第三者評価システムやサービス情報公表システムによる情報提供を推進します。主な事業は、介護給付の適正化、介護保険サービス相談体制の充実です。

10の介護人材の確保と資質の向上につきましては、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成と定着支援のため、新たな人材確保につなげる取組や、介護人材の育成のための専門研修、介護人材の定着化を図るための事業を行います。事業者には、いきいきと働ける魅力ある職場を確立するため、新入職員からリーダー職員まで、段階に応じたキャリアパス研修や知識、技術等の専門性向上研修の充実、職場訪問などの事業を行うほか、介護ロボットなどの新たな取組の情報を提供します。さらに、人材の定着や福祉に関する資格取得を支援し、相談などを通して、安心して働き続けられるよう事業所への支援を充実させます。また、業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担

軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めるとともに、業務の効率化・やりがいのある職場づくりへの取組を行った事業所の事例を市内の事業所に周知し、介護現場の革新の取組の横展開を図ります。このとき、国、東京都、他の市町村や関係団体と、それぞれの役割を意識しながら連携することが重要です。さらに、多様な地域人材の確保を行うため、市民活動支援センターとも連携し、若い世代や中高年、子育てを終えた方、高齢者への働き掛けも行うとともに、ボランティアポイントの活用なども視野に入れます。そして、市民が介護に対して抱くイメージを変えていくため、施設訪問などの広報活動や介護の仕事の魅力発信、働きやすい職場や外国人の受入れ環境整備などに取り組むことが重要です。主な事業は、働く環境の改善、介護サービス事業者の適切な業務運営に資するための研修会の実施です。

15ページをご覧ください。日常生活圏域の設定ですが、前計画までは、府中市福祉計画において設定している6つの福祉エリアを日常生活圏域として設定してきましたが、今後、福祉エリアが11に再整理されることに伴い、本計画においても日常生活圏域を、11圏域に再整理することとします。

16ページをご覧ください。介護保険事業の財政見通しとして、本計画の計画期間である3年間の給付費の見込みにつきましては、標準給付費、地域支援事業を合わせた令和3年度から令和5年度までの3年間の介護給付費等の合計は、約574億円になる見込みです。

17ページをご覧ください。第1号被保険者の介護保険料の設定についてですが、費用負担の構成については、介護保険事業は、介護保険特別会計で運営され、財源は保険料50%と、公費50%で賄われています。負担割合は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の全国の人口割合により決定され、本計画では第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

本市の保険料設定の考え方については、第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。そこで、要介護（要支援）認定者数の増加に伴う給付費の増加、サービスの必要性、施設整備計画等からサービス見込量を推計し、介護保険料を設定します。

18ページをご覧ください。前述した本市の保険料設定の考え方にに基づき第1号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、本来の月額は6,362円となりますが、介護給付費等準備基金を活用し繰り入れることにより、5,995円とします。これにより、保険料の基準となる月額は、前計画の5,715円と比較して280円上昇することとなります。

19ページをご覧ください。介護給付費等と介護保険料の推移ですが、第1期からの介護給付費等の総額と介護保険料月額の推移を見ると、共に増加傾向になっています。介護給付費等の総額は、第1期（中間年）の約65億円から第8期（中間年）の約191億円と約2.9倍に、また、介護保険料基準月額は第1期の3,175円から第8期の5,995円と約1.9倍になっています。今後も、給付費の伸びに伴い、介護保険料基準額も上昇することが見込まれます。

最後に20ページをご覧ください。計画の推進に向けてでございますが、計画の評価体制につきまして、PDCAサイクルによる評価を実施します。また、府中市高齢者保健福

祉計画・介護保険事業計画推進等協議会において評価結果を報告し、次期計画へ反映していきます。また、地域課題の把握体制、関係部局との連携体制も考慮しながら進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局から説明のあった「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」について、ご意見やご質問はございますか。

私から1点確認したいのですが、計画（概要版）の10ページの2、健康づくりと介護予防の一体的な推進の主な事業の中に軽度認定者が重度化する割合32%を目指しますとあります。計画（本編）の58ページを見ても記載がないのですが、具体的にはどういうことですか。

○事務局 確認し、後ほど回答いたします。

○会長 他にございますか。

○委員 達成目標を数値化していてわかりやすい。今後は、この数値を基に進捗を確認していただきたい。

○会長 ありがとうございます。他にございますか。

○委員 達成目標を目指しますとあるが、これでは現状の数値がいくつで、目標に向けて増やしていくのか減らしていくのかわからないので、分かりやすくしてほしい。

○事務局 今後改定していく際には、現状から増やすのか減らすのかなど、わかりやすく明記していきます。

○会長 他にございますか。それでは無いようですので、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」については、次回以降の議論の土台として、参考にすることいたします。

○事務局 回答を保留していた質問について、回答させていただきます。計画（本編）の93ページをご覧ください。こちらの評価指標一覧の（2）に軽度認定者が重度化する割合を載せています。現状が32%となっておりまして、その数値を維持することを目標にしております。

○会長 わかりました。次回はもう少しわかりやすく記載するようにしてください。

続いて、議題の「(3)令和3年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料11をご覧ください。令和3年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況についてご説明いたします。

はじめに、1の令和3年度介護保険料の当初賦課の状況につきましては、介護保険料納入通知書を7月12日月曜日に発送いたしました。が、(1)の発送件数は、65歳以上の第1号被保険者が対象で、特別徴収53,110件、普通徴収5,233件、合計58,343件となっております。

次に(2)の賦課状況は、被保険者は前年度比432人、0.7%の増。賦課額は、特別徴収37億3千376万4,300円、普通徴収3億2千954万5,100円で、総額は40億6千330万9,400円です。

保険料の改定及び被保険者の増加により、前年度比2億4千116万7千900円、6.3%の増となっております。

(3)の段階別賦課状況は、第1段階から、裏面の第16段階まで、記載の表のとおりです。なお、令和3年度から令和5年度までにおける介護保険料を改正したことに伴い基準額となる、第5段階の保険料は年額で7万1千900円となっております。

次に、2の負担割合証の状況についてご説明いたします。

負担割合は、利用者本人と同一世帯にいる65歳以上の方の所得等によって決まります。負担割合証は、7月13日火曜日に送付いたしました。が、1割負担者は、9,382人、2割負担者は、809人、3割負担者は741人、合計10,932人となっており、それぞれの全体に対する割合は1割負担者が85.8%、2割負担者が7.4%、3割負担者が6.8%となっております。以上でございます。

○会長 事務局から説明のあった「令和3年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況」について、ご意見やご質問はございますか。

(意見・質問なし)

それでは無いようですので、その他の報告、連絡事項がありましたら事務局から説明をお願いします。

○事務局 4点の連絡事項がございます。まず1点目でございますが、府中市ホームページに、この会議の委員委嘱に関する記事を掲載いたします。お名前のほか、学識経験者の方は所属等を、公募市民の方はお住まいの町名を掲載いたしますので、ご了承くださいようをお願いいたします。

2点目は、次回以降の会議の開催日時の調整でございます。先程の議題でも説明いたしましたとおり、今後は2か月に1回程度の開催となります。皆様のご予定も多々あるかと存じますが、次回会議につきましては、10月下旬を予定しております。具体的な日程については、改めて調整させていただければと存じますので、ご了承ください。

3点目は、開催通知等の送付方法についてでございます。昨年度は、年間の開催日程が概ね決まっておりましたので、当協議会の開催通知は、基本的に資料送付と合わせて郵送で送付させていただいておりました。つきましては、決まり次第、皆様に早く開催日程をお

知らせするため、開催通知を電子メールでお送りさせていただきたいと考えておりますので、本日、ご提出いただく書類のメールアドレス欄へのご記入をお願いいたします。

なお、電子メールでのお知らせをご希望されない方につきましては、これまでどおり郵送で送付させていただきます。また、会議録の確認や送付のほか、開催日程の調整の際も電子メールで対応させていただく予定でございますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

最後に、4点目は委員の皆様のご個人番号の確認でございます。開催通知でご案内させていただきましたとおり、マイナンバー制度に則った「番号の確認」及び「身元の確認」が必要とされております。こちらでも会議終了後に職員が確認をさせていただきますので、お手数をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○会長 事務局から説明のあった「4点の連絡事項」について、ご意見やご質問はございますか。

それでは無いようですので、これで本日の第1回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了いたします。

長時間にわたり、お疲れ様でございました。

以上